

刑弁でGO!

第92回

研修レポート

裁判員裁判弁護人養成講座(実技)を受けてみませんか

刑事弁護委員会委員 柏本 英生 (69期)

1 はじめに

当会では、年に数回、「裁判員裁判弁護人養成講座(実技)」を実施しており、直近では、9月3日、4日に行われた。「裁判員裁判の国選名簿に登録するために必要な、2日間かけて実演をする研修」と言いかえれば、わかる方もいらっしゃるかもしれない。この研修は、当会において、裁判員裁判対象事件の国選弁護人名簿に登録するための要件となっており、原則として、この研修を受講して初めて、裁判員裁判の国選弁護人になることができる。会員の中には、「実演をしているところを誰かに見られるなんて気が進まない」「刑事弁護をメインでやっている人しか参加していなさそう」といった印象をお持ちの方もいらっしゃるかもしれないので、今回は、9月に行われた研修を振り返りつつ、どのような研修なのかについて説明させていただきたい。

2 研修の内容

この研修では、実際の事件をベースにした事前資料をもとに受講生に準備してきてもらい、冒頭陳述、主尋問、反対尋問、弁論を実際に実演してもらう。そして、講師は、受講生が実演を行った後すぐ、改善点を指摘した上で「こうすればよりよくなる」と、改善案をその場で実演してみせる(これを「クリティーク」と呼んでいる)。自分の実演に対する改善案を示してもらえただけでなく、他の受講生の実演を見て、それに対するクリティークを聞くことも自分の法廷弁

護技術向上につながる。

研修の内容を聞くと「難しそう」とか「あまり刑事事件を扱ったことのない自分が参加してよいのか」という感想を抱かれる会員の方もいらっしゃると思われるが、心配する必要は全くない。ほとんどの受講生は、実演型研修に参加するのが初めてであり、普段は民事事件が中心の方やまだ刑事事件の法廷に立ったことがない方も参加している。この研修では、刑事弁護における基礎的な技術を、実演を通じて体得してもらうことを主目的としているから、ほとんど刑事事件を扱ったことがない方でも気兼ねなく参加していただきたい。

3 新型コロナウイルス対策

今年に入り、新型コロナウイルスの感染が拡大したため、刑事弁護委員会においても、研修を全て延期するなどの対応を迫られた。緊急事態宣言が解除された後、6月から、延期となっていた研修の一部を実施したが、座学の研修は、Zoomによるオンライン参加を原則とするなど、そもそも「三密」の状況が発生しない方法で実施している。

それに対し、本研修は、実演型の研修であり、オンラインでの実施が困難であることから、検討の結果、万全の対策を施した上で、対面での実施で行うことになった。

今回は、従来までの研修よりも少ない、受講生8名、講師4名の計12名での実施となり、着席時には、受講生同士の間隔も広くした。受講生が実演をするとき

や、講師が講義をするときには、受講生の方を向かって行うことになるが、その際、話す人と受講生との間の距離は、従来の研修の際の倍以上の間を空け、ソーシャルディスタンスを十分に確保した。そして、尋問者が証人に対して話しかけるため、もっとも感染のリスクが高いと思われる、尋問の実演をする際には、尋問者と証人の間にアクリル板を設置し、接触を避けるなど、徹底した対策のもとで研修は進んだ。講師は、各自、マスクではなく、フェイスシールドやフェイスガードを用意し、感染を防止しつつも、実際の裁判と同じく、表情や振る舞いも含めて、受講生に法廷技術を可能な限り伝えるための準備を整えた。

4 9月の研修の様子

9月の研修は、当会の佐々木さくら会員、小林英晃会員、当職に加え、無罪事件を何件も獲得している“刑事弁護界のレジェンド”、高野隆弁護士（第二東京弁護士会）を外部講師としてお招きして実施された。

研修でははじめに「ブレインストーミング」を行う。これは、記録を検討して、依頼者である被告人にとって有利な事実と不利な事実を思いつく限り挙げていくというものである。ブレインストーミングでは、「出された意見の批判はしない」というルールが設けられているため、終始和やかな雰囲気の中、様々な意見が飛び出した。

ブレインストーミングが終わると、いよいよ実演に入る。冒頭陳述、主尋問、反対尋問、最終弁論の4つのパートがあり、それぞれのパートの最初に、講師が法廷技術の基礎について講義をする。講義が終わると、受講生が1人ずつ実演を行う。実演の後は、講師から改善点と改善策が提示される。自分のためであった点を指摘されるのは、初めのうちは、辛い気持ちになることもあるが、指摘されるのは他の受講生

も同じであるし、「こうすればよりよくなる」という改善策を示してもらえることで、大きな気づきを得られることも多い。研修中は、「失敗してもいいから、とりあえず実演をやってみよう」という雰囲気に包まれており、各受講生が思い思いの実演を行っていた。最初の冒頭陳述の際には、緊張して表情が硬かった受講生も、最終弁論の際には、のびのびと楽しそうに実演をしている点が印象的であった。

クリティークは、「余計なことを言わない」などといった基本的なものから、応用的なものまでその内容は様々である。外部講師の高野弁護士からは、「主尋問の基本は、証人をコントロールすることであるが、その場を経験した証人であれば、むしろコントロールせずに一気に語ってもらったほうが効果的な場合もある」などといった、長年の経験に基づいた応用的なクリティークがなされた。

そして、実演の様子は、ビデオカメラで録画されており、受講生は、自分の実演のあと、別室でビデオ映像を見ながら、アイコンタクトの仕方や立ち振る舞いについてもクリティークを受ける。ビデオ映像を振り返ることで、自分の体が小刻みに揺れている、目線が下を向いているといった、自分では気づかない改善点を知ることができる。

そして、最後に、この2日間で学んだことを挙げて総復習を行い（ラップアップ）、2日間にわたる研修は終了となった。

5 終わりに

本研修は、受講生にとっては、準備や実演など負担が多いが、それ以上に得るものの多い研修であると考えている。刑事弁護委員会では、本研修をはじめ、様々な種類の研修を定期的実施している。研修の情報は、当会の会員向けサイトから見るできるので、ぜひ、参加していただきたい。